平成２６年（フ）第６０３号
埼玉県志木市幸町１丁目４番16―502号　第２アビタシオン浅倉、旧住所埼玉県和光市本町20番43号　笹川荘103
破産者　佐藤　宣広
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６１７号
埼玉県朝霞市根岸台４丁目５番25号　三幸荘102、旧住所埼玉県朝霞市栄町１丁目６番31―305号
破産者　中富　進一
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１９６号
長野市吉田２丁目25番18―５号
破産者　森山　好文
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４６号
岐阜県下呂市乗政1617番地１
破産者　今井　一郎
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２６年（フ）第２２号
岐阜県高山市清見町三ツ谷441番地
破産者　麺屋甚五こと　上垣内英二
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２６年（フ）第１４４号
愛知県一宮市木曽川町玉ノ井字新屋敷五ノ切40番地　アイ・フィオーレＢ101号
破産者　毛利　豊年
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１０５２号
大阪府東大阪市花園本町２丁目13番15号
破産者　藤田　修三
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２３２号
大阪府箕面市粟生間谷西７丁目８番１号202号、前住所大阪府箕面市粟生間谷西４丁目２番４―502号
破産者　光　　秀作
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２３８号
大阪市東淀川区豊里７丁目14番25号208号室、開始決定時大阪市東淀川区大道南３丁目11番19号
破産者　森　　清
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３４０号
大阪府枚方市香里ケ丘３丁目14番地の１205
破産者　櫻木　幸一
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６４７号
大阪市東成区大今里２丁目19番６号　レジデンス大石802号、前住所大阪市西区北堀江２丁目10番18―1101号
破産者　坂口　洋幸
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０９６号
大阪府枚方市東山１丁目21番地の４　106
破産者　畠山　芳幸
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４９０号
大阪市東住吉区針中野１丁目19番15号、前住所大阪市東住吉区北田辺３丁目６番８号　くすのきハイツ301号
破産者　川本　佳宏
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５２３号
大阪府池田市井口堂３丁目８番12号
破産者　加藤淳一郎
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６３５号
大阪府枚方市長尾家具町２丁目15番地の32、前住所大阪府茨木市上穂東町２番34号
破産者　井川　厚義
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６６１号
大阪府寝屋川市国松町23―１　奥野マンション205号室、開始決定時大阪府寝屋川市緑町22番18号
破産者　山根美樹子
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６９０号
大阪府豊中市北条町１丁目37番13―603号
破産者　鍋倉　　猛
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７０６号
大阪府豊中市勝部３丁目８番３号
破産者　神田冷熱設備こと　神田　　実
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７１９号
大阪府摂津市鶴野２丁目９番２―203号　シャルム摂津
破産者　喫茶キャビンこと　齋藤　　勉
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部